

議会運営委員会行政調査報告書

平成30年11月13日(火)から11月15日(木)まで議会運営委員会行政調査のため、福岡県飯塚市議会、佐賀県鳥栖市議会、福岡県新宮町議会に出張しましたが、その結果については下記(別紙)のとおり報告いたします。

平成30年11月26日

喜多方市議会議長 佐藤 一栄 様

議会運営委員長 江花 圭司

1 飯塚市議会

日 時 平成30年11月13日(火) 午後2時30分～3時55分
視察内容 ・議会タブレット導入における取組の推進について
・その他議会運営(改革)に関する取組状況について

2 鳥栖市議会

日 時 平成30年11月14日(水) 午前10時～11時25分
視察内容 ・広報広聴委員会の設置(新設)について
・その他議会運営(改革)に関する取組状況について

3 新宮町議会

日 時 平成30年11月15日(木) 午前10時～11時30分
視察内容 ・災害時における議会の対応について
・その他議会運営(改革)に関する取組状況について

4 行政視察出席者

(1)江花 圭司 委員長 (2)渡部 勇一 副委員長 (3)小島 雄一 委員
(4)上野 利一郎 委員 (5)遠藤 吉正 委員 (6)坂内 鉄次 委員 (7)渡部 孝雄 委員
(8)五十嵐 吉也 委員 (9)大川原 謙一 委員 (10)佐原 正秀 委員 (11)佐藤 一栄 議長
随員(書記)伊関 勉

詳細につきましては、別紙(行政視察記録)のとおりです。

福岡県飯塚市議会行政視察記録

(1)視察日時 平成30年11月13日(火)午後2時30分～3時55分

(2)視察場所 飯塚市役所

(3)対応者 太田智広議事調査係長様、議会事務局職員



(飯塚市議会議場にて)

(4)視察内容

- ・議会タブレット導入における取組の推進について
- ・その他議会運営(改革)に関する取組状況について

午後2時30分

開会

- ・太田係長より挨拶をいただいた。
- ・江花 議運委員長から挨拶をした。

調査事項(上記(4)視察内容)についての研修

- ・太田議事調査係長から説明があった。

閉会

- ・渡部 議運副委員長から挨拶をした。

【説明概要】

◎「議会タブレット導入における取組の推進について」

議会会議ペーパーレス事業

- 概要 ・ 議会会議ペーパーレス事業として、市議会では、年間を通じて多くの会議が行われているが、議員及び市の説明員に配布される資料に係る費用は大きなコストとなっていたことから、タブレット端末を議員に貸与することによって議会会議のペーパーレス化を進め、各種資料の集約により議員活動の活性化を図っている。
- 経過 ・ 導入に際しての議会での協議等については、平成28年1月に議会運営委員会で、既に導入していた兵庫県西宮市市議会を視察。
 - ・その後、代表者会議や議運で協議を行っている。その中で、導入の検討を行うことの決定、導入スケジュールの協議、タブレット端末の仕様の協議、使用基準の協議、利用者・管理者への研修会を開催。これらを経て、平成29年9月定例会より導入を開始している。
- 仕様 ・ 使用しているアプリケーションは、会議については SideBooks（サイドブックス）。これについては本市議会（喜多方）と同様のもの。通常の通信では、Hangout（ハングアウト）。メールについては、iPadの標準アプリで、Gmailアカウントを取得し、各議員に付与していた。
- 端末の使用
 - ・タブレット端末の使用範囲については、会議に関する各種資料の取得。議会会議スケジュールの共有。議員と職員間での情報・各種連絡文書等の送受信に使用されている。
 - ・各アプリケーションの具体的な使用については、サイドブックスは、議案書や予算書の本会議、委員会等の会議資料、過去の会議録や議会だより、市広報紙、市の主要計画等の閲覧を可能としている。ハングアウトについては、災害時の情報等や必読情報の連絡用に用いており、グループでの一斉送信に対応している。メールについては、イベント開催案内等、急を要しないとした連絡用に使用している。
 - ・議会棟では Wi-Fi（無線 LAN）を活用。
- 期待効果について
 - ・議会で配布される印刷・製本に係るコストの削減。その他のコストとして、インク代や印刷に要する人件費など。
 - ・議員活動の活性化として、セルラーモデルにより、外出先でも資料閲覧、メール、インターネットを活用。さまざまな行政資料が常に閲覧可能。
 - ・災害発生時にはタブレット端末に情報を一斉送信し、迅速な対応が可能。

○課題について

・タブレット端末の機能は更新されていくので、継続して研修が必要と考えるが、議員の習熟度は異なり、開催方法が難しい。このため現状では、全体での研修会は開催せず、必要に応じて簡易マニュアルを作成し、配布。

・簡易マニュアルは、例として、タブレット端末に関する注意事項、タブレット端末の音量をオフにする方法、議会棟 Wi-Fi の切り替え方法についてなど、項目ごとに整理したペーパーが準備されていた。

・議員に必ず見てほしい連絡はハングアウトにより行っているが、操作方法がわからないと答えた議員の方が少数あった。操作方法が簡単で間違いなく確認してもらえるアプリケーションも検討。有料のアプリケーションの導入もあるが、現在は、個人所有のスマートフォンへのアプリケーションのインストールまたは携帯電話へのメール通知を併用することとしている。

◎「議会運営（改革）に関する取組状況について」

・本年9月定例会での会期日程を例に、1日2委員会の開催について説明があった。この状況は議会改革ということでのものではないが、以前から行っているものである。特別職については分かれて行っている。

・議案等の会議資料をインターネット上で公開している。市民の方からの声があり、議会中継を見る際に審議の内容を理解していただくために、昨年度から会議資料のデータをインターネットにアップした。

・議会のインターネット中継については、請願で上がってきたことであり、そういった請願として出された内容のものを取組として実行してきている。

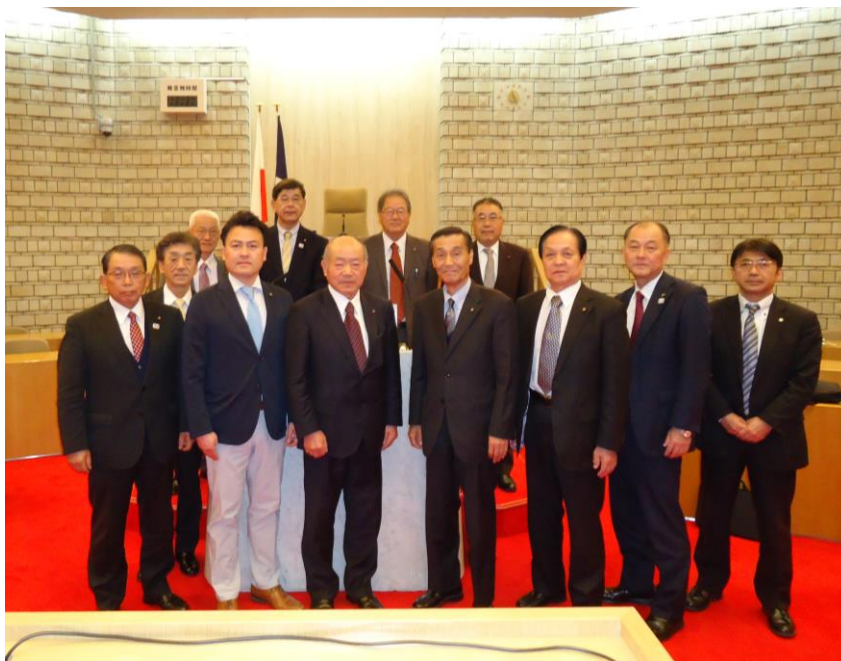
・政務活動費については領収書までネット公開している。政務活動費審査会による審査を行っている。この審査会は、学識経験者（大学の先生等）及び市民公募による委員で構成されているもので、前年度の決算の報告が出されたところで、それについて3回から4回程度会議が開かれ、報告書の内容について妥当か否かの審査が行われている。審査後には答申が出される。

佐賀県鳥栖市議会行政視察記録

(1)視察日時 平成30年11月14日(水)午前10時～11時25分

(2)視察場所 鳥栖市役所

(3)対応者 齊藤 正治 市議会議長様、
西依 義規 広報広聴委員会委員長様
樋口 伸一郎 広報広聴委員会副委員長様
事務局 橋本千春次長、横尾光晴議事調査係長、大塚隆正主任



(鳥栖市議会議場にて)

(4)視察内容

- ・ 広報広聴委員会の設置（新設）について
- ・ その他議会運営（改革）に関する取組状況について

午前10時

開会

- ・ 齊藤 鳥栖市議会議長より挨拶をいただいた。
- ・ 江花 議運委員長から挨拶をした。

調査事項（上記(4)視察内容）についての研修

- ・ 西依広報広聴委員会委員長、樋口副委員長から説明があった。
- ・ 横尾議事調査係長から説明があった。

閉会

- ・ 渡部 議運副委員長から挨拶をした。

【説明概要】

◎「広報広聴委員会の設置（新設）について」

○設置に至る経緯

市議会だより編集委員会 ・平成25年より、市議会だよりの編集と議会報告会の企画・運営を行っていた。

・委員会または会議としての位置づけがなく、名称も限定的であった。

体制の整備

・平成29年10月・市議会だより編集委員会に係る要望事項

①編集委員会の公的な位置づけ及び議会の広報・広聴の役割を考慮した名称への変更

②市議会だより発行についての申し合わせ改正

③活動実態に合った予算の確保

体制整備についての協議

①目的・所管事項・体制を整理し、新たに公的な市助を持った「広報広聴を担う委員会等」を新設することが最適な方策とされた。まずは、会議規則第127条の「協議又は調整を行うための場」の形で設置を進めることとなった(平成30年3月定例会中の設置を目指す)。

②「鳥栖市議会広報広聴委員会（仮称）要綱（案）」

委員会の責務（ア）市議会だよりの編集・発行に関する
こと

（イ）市民との意見交換会の場並びに議会
報告会の企画・運営に関すること

・①②を各会派に持ち帰り協議(平成30年1月)。その後、議会改革検討会、各会派での説明・検討が行われ、平成30年3月定例会中の議会運営委員会で設置案が協議され、同定例会で、広報広聴委員会の設置が議決された（全会一致）。

○取組状況について

委員会委員の構成

・市議会における会派から選出された議員及び会派に所属しない議員をもって構成。議長が選任。

市議会だよりの編集

・平成31年度から誌面のリニューアルの方針

・アンケートの実施

・表紙イラストの募集（中学校4校へ依頼）

議会報告会の企画・運営

・参加者が少ない→親しみある、気軽な雰囲気づくり→「おしゃべりカフェ*とす」

- ・座談会は、模造紙、付箋を使った「ワールド・カフェ」スタイル。テーブルごとのテーマの設定。
- ・意見の反映は、委員会で協議し、議長が常任委員会への検討の指示、常任委員会から担当部署に調査・検討・指示等の流れとなっている。

(※ 委員会の 2019 年全体スケジュールの説明があった)

◎「議会運営（改革）に関する取組状況について」

○議員間の自由討議について

①導入の経過等

- ・議会基本条例の策定の際に話となった。条文の中に議員間の自由な討議を重んじるといった部分があることから、ここから自由討議を行うこととなった（条例制定は平成 23 年 12 月定例会）。
- ・自由討議は、常任委員会で行われている。
- ・常任委員会は、各定例会で通常 3 日間行っており、1 日目、2 日目は議案の説明と質疑。3 日目が現地視察や採決。自由討議は、議案審議の質疑が終わり採決に入る前、3 日目の採決前に日程に入れている。
- ・平成 26 年 6 月定例会から、必ず自由討議を行うこととなり、ここから本格的に行った。

②運用等

- ・テーマは、その時々、各議員から出された意見について、議員同士で話をされる。執行部は基本入らず議員のみで話を進めていく。場合によっては執行部も入る。

③効果等

- ・「決議」を出すということまでまとまっている。自由討議を行う前は、決議を出すということはほとんどなかった。自由討議を進めていく中で、これを議会全体の意思ということでもとめようという流れとなった。（※近年の決議例：国道の整備に関する決議。市庁舎に関する意見書。保育士の待遇改善。小中学校のトイレ改修など。）
- ・小中学校のトイレ改修は具体化し、ほぼ終了している。市庁舎に関する意見書は、現在の市庁舎整備の中で具体的になっている。分断されている駅周辺の東西については、駅だけの整備ではなく道路も含めて一体的な整備についても決議として挙げている。
- ・自由討議を行い、議員、議会として一致した意見を市に対し示すことで、実際に市を動かすことになっていることから、これは大きな成果であると考えている。

④課題等

- ・現在は特にない。しかし、導入当初は、自由討議という言葉でフリートークと勘違いされることがあった。フリートークでは会議録も取れなくなってしまう。フリ

ートークではなく、発言については委員長の許可を得て行うなど、討議の進め方についてしっかりとしていただくよう努めた。

○その他の取組

- ・平成30年6月定例会からタブレット端末を導入（予算書、決算書以外の文書は電子化）。
- ・議事録関係については、本会議の議事録をこれまでは速記業者に委託していた。平成25年から議事録作成支援システムを入れ、委員会等で活用していたことから、これを今年6月定例会から、本会議の議事録についてもこのシステムを使った会議録へと移行した。このためこれまでの速記業者への委託は今は行っていない。
- ・新庁舎が出来るので、これに伴って電子表決の是非、傍聴者も考慮した委員会室、議場のバリアフリー化について検討している。

福岡県新宮町議会行政視察記録

(1)視察日時 平成30年11月15日(木) 午前10時～11時30分

(2)視察場所 新宮町役場

(3)対応者 北崎 和博 町議会議長様
高木 義輔 議会運営委員長様
上畝地 白馬 総務建設常任委員長(兼議運副委員長)様
大牟田 直人 議会改革推進会議会長様
議会事務局 三船史郎主幹、事務局員職員



(新宮町議会委員会室にて)

(4)視察内容

- ・災害時における議会の対応について
- ・その他議会運営(改革)に関する取組状況について

午前10時

開会

- ・北崎 新宮町議会議長より挨拶をいただいた。
- ・江花 議運委員長から挨拶をした。

調査事項(上記(4)視察内容)についての研修

- ・高木議会運営委員長、上畝地総務建設常任委員長、大牟田改革推進会長からそれぞれ説明があった。
- ・北崎議長からもその都度説明があった。

閉会

- ・渡部 議運副委員長から挨拶を

【説明概要】

◎「災害時における議会の対応について」

新宮町議会災害対応指針について

- 策定の経緯 ・平成28年4月の熊本地震、さらには平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震の経験を踏まえ、大規模災害時における議会対応として、平成28年6月に策定。
- 対応方針（要点） ◇議会は、必要な体制をとりながら、町災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。◇議長は、必要に応じ新宮町議会災害対策連絡会議を設置し、状況の確認と所要の対応を行う。◇議員は、地域の一員として町民の安全確保と応急対応及び情報収集等にあたり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。◇特に、災害初期においては、町当局が災害対応に専念できるよう、議員が収集した情報は、緊急の場合を除き、災害連絡会議で取りまとめ提出する。
- 災害発生時の対応 ・方針では、「大規模災害時の行動判断基準」：全議員が議会事務局または議長に安否を連絡しなければならない場合（町の災害対策本部が設置されたとき、または、大雨、洪水、暴風等により相当規模の被害が発生したとき）を整理し、さらに初動期（災害発生から概ね24時間が経過するまで）、初動期経過後の会議開催中の対応及び議員、議会の対応が整理されている。
- 防災訓練等の実施 ・指針の中に必要に応じての実施が盛り込まれている。

新宮町議会災害対応連絡会議設置要綱について（基本指針に基づき策定）

- 内 容 ◇趣旨◇設置◇組織◇所掌事務（議員からの情報収集・整理、災害対策本部への提供、災害対策本部からの報告と議員への情報提供、町長からの依頼事項への対応、災害対策本部への協力と支援、国・県等への要望活動 等）◇議会事務局の役割◇その他

新宮町議会災害対応マニュアルについて

- 内 容 1. 新宮町議会災害対応連絡会設置基準
- 2. 災害発生から会議の設置及び解散までの基本的な流れ
 - (1)警戒本部（町当局）の設置
 - (2)対策本部（町当局）の設置
 - (3)連絡会議の設置
 - (4)連絡会議の解散

○その他

「災害時（初動期）における行動の流れ（フロー）」：
災害の発生状況（程度）により、町の災害対策本部あるいは
災害警戒本部が設置されることとなっており、それぞれの設
置状況に応じた議会对応の流れが示されている。

◎「議会運営（改革）に関する取組状況について」

・ 政務活動費の後払い方式への移行について説明があった。政務活動費の交付に関する条例を改正（平成29年4月1日施行）。不正受給の要因の一つとして「使い切り」を招く恐れのある前払い方式（概算払）による交付を改め「完全後払い方式」とした。これまでは、議員一人当たり年間12万円を年度初めに支給とされていたものを、実績報告書、領収書の提出に基づき、年度末に実費を支給することとした（支給額は年間一人12万円限度）。

・ 常任委員会を3委員会から2委員会へ。町の発展と急激な人口増による多様化した住民ニーズや子育て支援への対応。高齢化や地域振興・活性化等課題へ効率的に対応し、政策提言や政策立案に資するため、常任委員会の委員の重複所属解消し専門性を高めるために実施（委員会条例の改正：平成29年5月1日施行）。

・ 中学生チャレンジ議会について説明があった。

形式：議員も子供たちと向き合う（傍聴者にはならない）

中学生の学びの場につなげる（事前の準備を行う）

議事堂で議会形式で実施（執行部席に中学生、議員は事績に着席）

中学校生徒会執行部（役員）を対象（議員は各委員会の活動について質疑を行う）

内容：①新宮中生徒会各委員会の活動目標、取り組みの提出（すでに実施済みの活動概要（4月から9月）を議会へ事前に提出）

②質疑の通告（活動概要に対して議員が質疑（成果や問題、課題など）を事前に生徒会へ通告する）

③答弁の準備（各委員会でこれまでの活動を振り返り、質疑に対する答弁を準備する）

④チャレンジ議会当日（◇生徒会は執行部席へ、議員は自席◇議長役は中学生、事務局長がサポート◇生徒会各委員長は提案者席で活動概要を説明◇説明後、質疑及び答弁（再質疑は1回）◇採決は「同意」）